



2021 農業信用保証

佐賀県農業信用基金協会

ごあいさつ

当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本冊子は、当協会の財務状況、保証業務の概要及び経営計画の内容等を分かりやすくとりまとめて当協会の概要を公開し、日頃より当協会をご利用いただいている会員の皆様をはじめ、ご支援いただいている関係機関の方々に尚一層のご理解を賜りますよう、年1回発行しております。

現在の農業情勢を見ると、農業者の高齢化、後継者不足等により農業者数の減少が続いております。また、頻発する自然災害や新型コロナウイルスの影響等を背景とした農畜産物価格の低迷により農業者の経営状況は一段と厳しさを増しております。

このような情勢の下、JAグループでは「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」及び「地域の活性化」という三つの基本目標の実現に向けて自己改革に取り組まれており、当協会としても、融資機関及び関係機関等と緊密に連携し、多様化する農業者等の保証ニーズに的確に応えられるよう、保証業務に取り組んでおります。

本年度は、第6次中期経営計画（2021年度～2023年度）の初年度にあたり、公的な信用保証機関として農業者及び融資機関等の負託に応えるため役職員一同一丸となって保証事業の拡充に努めてまいります。

佐賀県農業信用基金協会
会長理事 金原 壽 秀

Contents

P 1	佐賀県農業信用基金協会の概要
P 2	佐賀県農業信用基金協会の理念
P 3	事業の概要
P 4	債務保証のしくみ
P 8	中期経営計画
P10	2021年度事業計画
P11	2020年度事業概況
P15	機構組織・事務所所在地

I 佐賀県農業信用基金協会の概要

プロフィール

(2021年3月31日現在)

設立認可日	昭和37年2月27日
根拠法	農業信用保証保険法
基金	5,953百万円
	内訳
	出資金 4,664百万円
	繰入金 1,140百万円
	交付金 149百万円
保証債務残高	件数 20,504件
	金額 153,604百万円
役員数	理事 12名(うち常勤1名)
	監事 3名(非常勤)
	職員 14名(うち嘱託1名)

沿革

昭和36年11月10日	農業信用基金協会法(現:農業信用保証保険法)公布施行
昭和37年2月27日	佐賀県農業信用基金協会 設立認可
昭和37年3月1日	佐賀県農業信用基金協会 設立登記
昭和37年3月1日	佐賀市赤松町35番地に事務所を置き、旧財団法人佐賀県農業信用基金協会及び佐賀県の旧農業改良資金に係る権利義務を一切承継し業務開始
昭和45年6月15日	佐賀市神野町(現:栄町2-1)県農協会館2階へ事務所移転
平成10年3月16日	県農協会館2階から6階へ事務所移転
平成29年3月21日	県農協会館別館7階へ事務所を移転し現在に至る

協会マークの説明

- C, Credit (信用)
- G, Guarantee (保証)
- A, Agriculture (農業)
- F, Fund (基金)
- A, Association (協会)



農業信用基金協会のマークは、信用、保証、農業、基金、協会の英単語の頭文字を図案化したもので、全国統一のものであります。

Ⅱ 佐賀県農業信用基金協会の理念

農業信用基金協会は、農業者等の方々が融資機関から農業資金や生活資金の貸付を受ける際に公的な債務保証機関として保証人となり、農業金融の円滑化を図ることを目的として農業信用保証保険法に基づき設立された法人です。

1. 基本理念

当協会は昭和37年3月設立以来、債務保証を通じて農業者等がその経営を近代化するために必要な資金その他農業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善並びに地域経済の発展に資することを基本理念としております。

2. 基本姿勢

- (1) 迅速かつ的確な審査を行い適正な債務保証を提供すること
- (2) 多様化する農業者等のニーズに的確に応えられること
- (3) 農業者等のパートナーとして信頼される協会であること
- (4) 保証基盤を強化し経営の安定を図り、農業並びに地域社会の発展に寄与すること

3. 行動指針

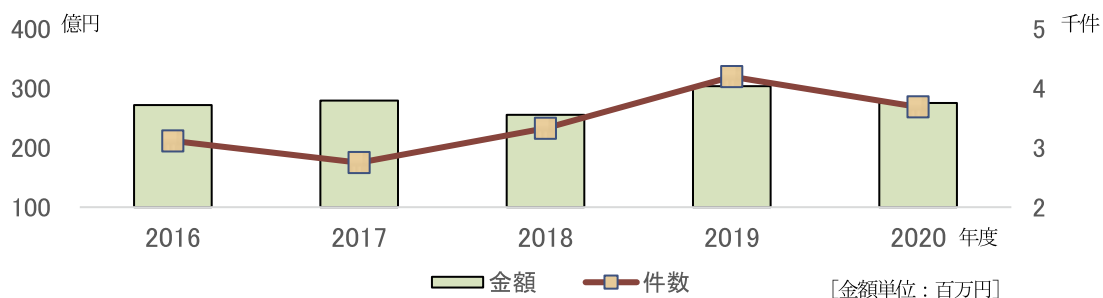
- (1) 親切で丁寧な対応を行い、適正な保証の推進に努めます。
- (2) コンプライアンスを遵守し、責任をもって行動します。
- (3) 役職員は自己啓発に努め、資質の向上を目指します。
- (4) 多様なニーズに応えるため、創意工夫に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図り、農業者等の利便性の向上に努めます。



〔 小麦の収穫風景 〕

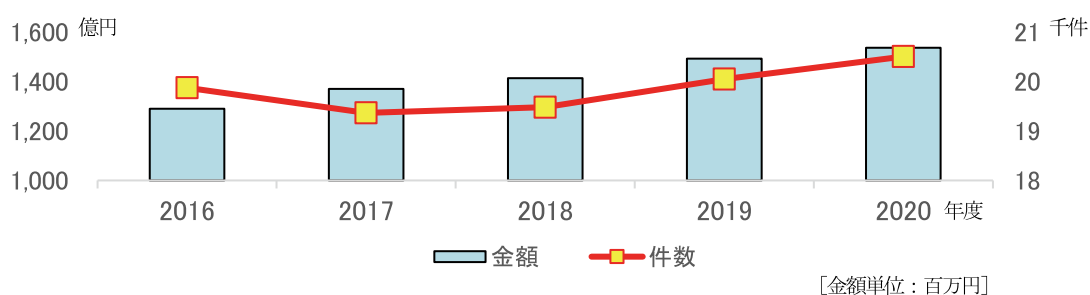
Ⅲ 事業の概要（2016年度～2020年度）

1. 債務保証引受額



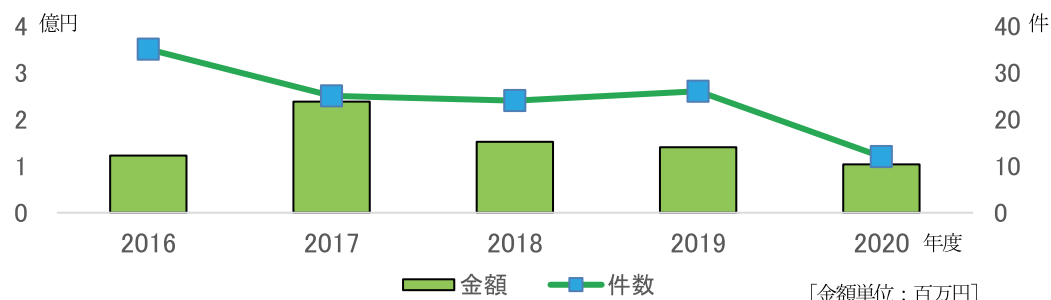
件数	3,114	2,750	3,327	4,197	3,687
金額	27,194	27,950	25,545	30,374	27,523

2. 債務保証残高



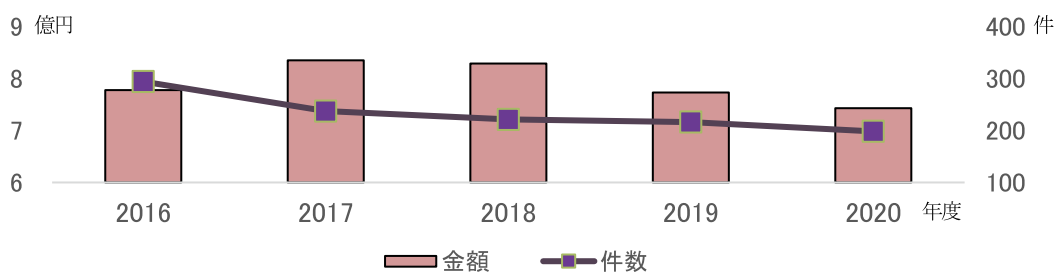
件数	19,872	19,364	19,479	20,048	20,504
金額	128,965	136,986	141,296	149,246	153,604

3. 代位弁済



件数	35	25	24	26	12
金額	122	237	151	140	103

4. 求償権残高



件数	294	237	221	216	198
金額	777	834	828	772	771

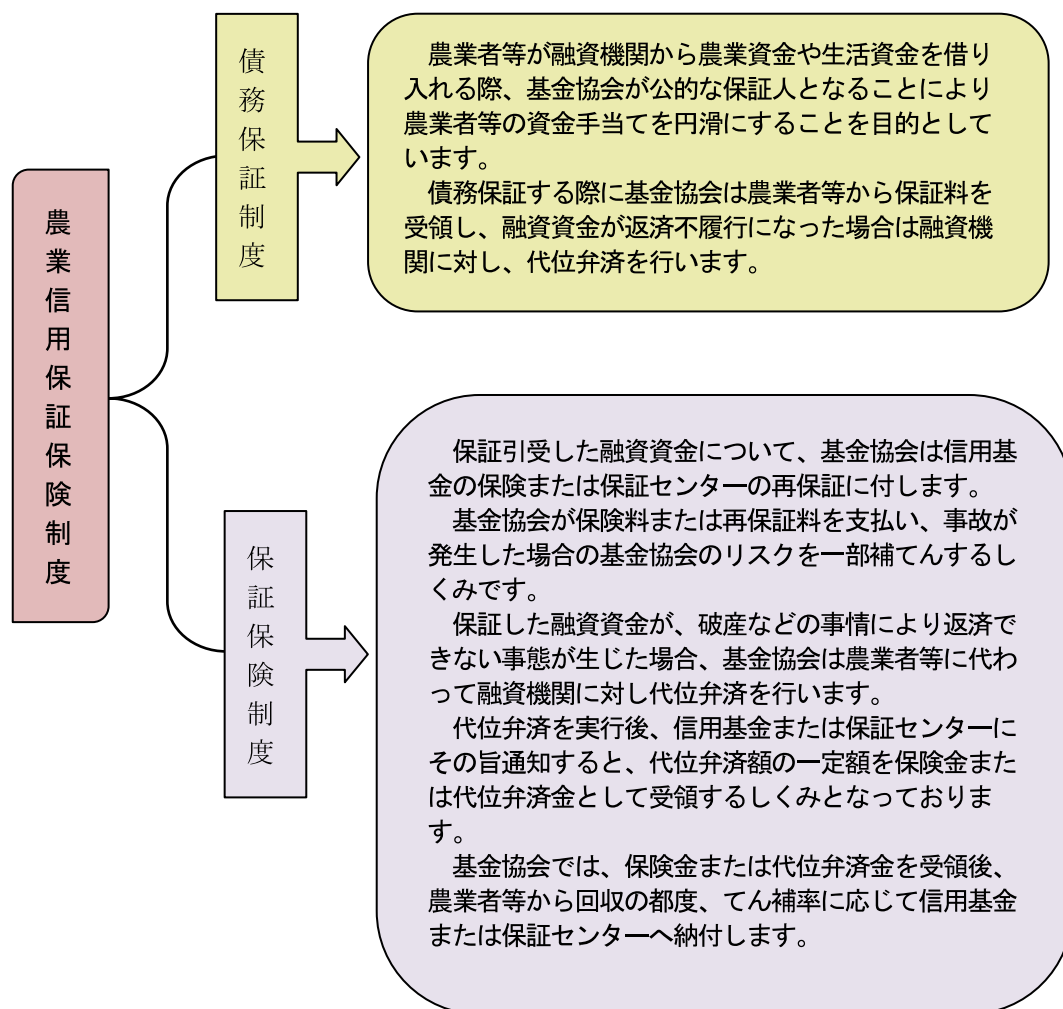
IV 債務保証のしくみ

1. 農業信用保証制度のしくみ

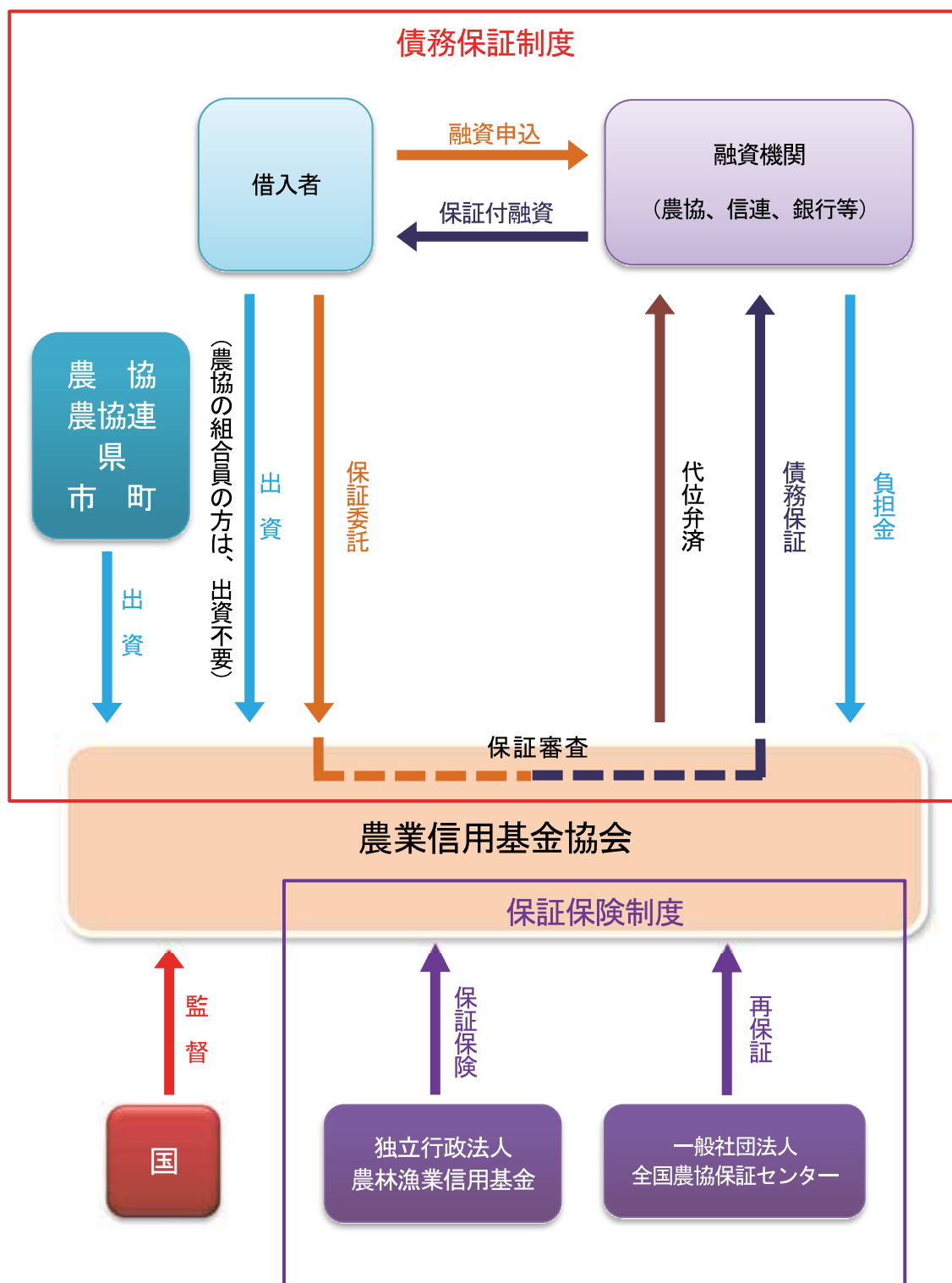
農業信用保証保険制度とは、農業者等、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の3者からなる「債務保証制度」と、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）並びに一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）が基金協会の保証債務の一部を補てんする「保証保険制度」の総称です。

基金協会は、会員（地方公共団体、農協、農協連、農業者等）からの出資金や融資機関等からの負担金（交付金）を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、保証保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減されます。

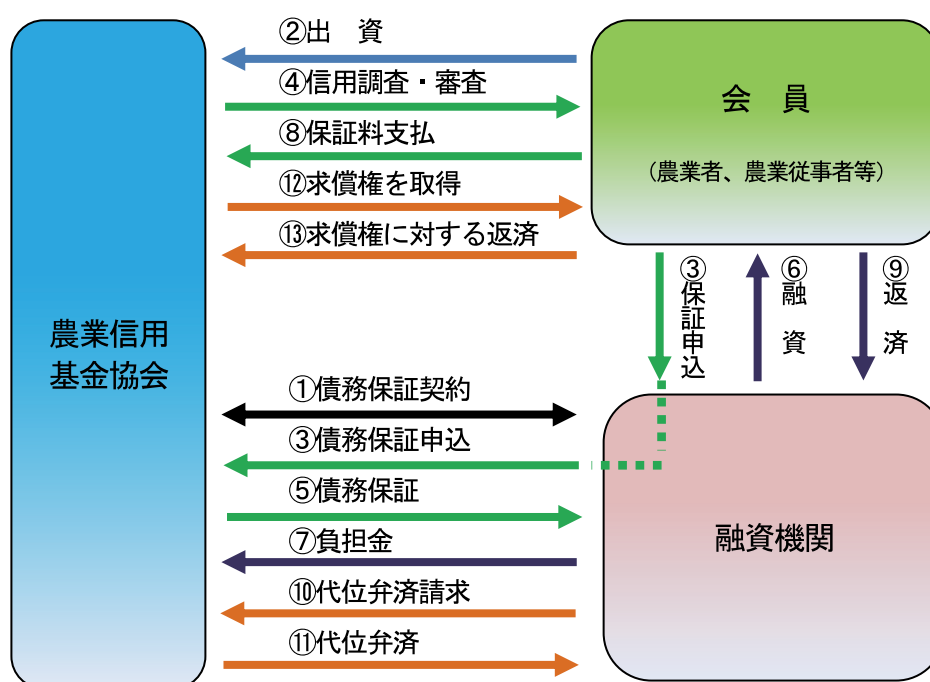
このように保証保険機能の充実により、基金協会は農業金融を更に円滑にすることができるようになります。



2. 農業信用保証保険制度の概略図



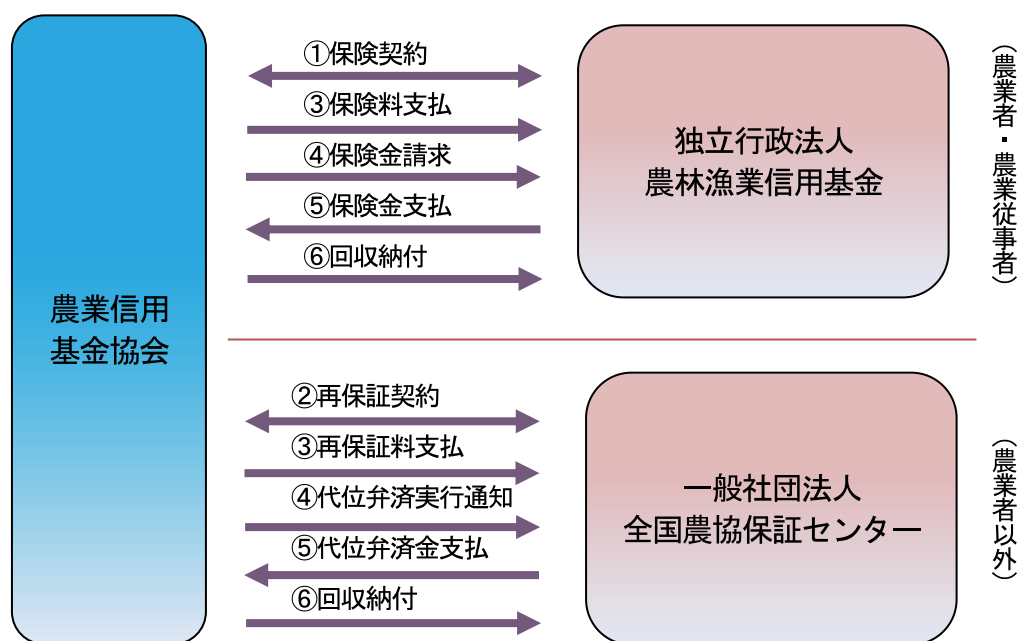
3. 債務保証制度フロー



債務保証制度の当事者は、基本的には農業者等（会員）、融資機関、農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の三者です。

- ①融資機関と基金協会との間で基本的な契約である債務保証契約を締結します。
- ②会員を保証の対象者としていただきますので、基金協会へ出資をして会員になっていただきます。
*基金協会の会員である農協の組合員の方は、基金協会への出資は不要です。
- ③農業者等は、融資の申込みをされた融資機関を通じて保証申込みをします。
- ④基金協会は、申込みのあった農業者等の信用調査を含めた保証審査を行います。
- ⑤基金協会は、債務保証を適当と認めたときは融資機関に対し債務保証書を発行します。
- ⑥融資機関は、債務保証書に基づいて農業者等へ融資を行います。
- ⑦融資機関は、基金協会に保証に対する負担金を支払います
*また、代位弁済した場合も負担金を支払います。
- ⑧農業者等は、基金協会に保証料を支払います。
- ⑨農業者等は、融資の条件に従って融資機関に返済を行います。
- ⑩融資機関は、農業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなったときは、基金協会へ代位弁済の請求を行います。
- ⑪基金協会は、この請求に基づいて農業者等に代わって借入金の残額を融資機関に代位弁済します。
- ⑫基金協会は、代位弁済により農業者に対して求償権を取得します。
- ⑬農業者等は、基金協会の求償権に対して返済を行います。

4. 保証保険制度フロー



保証保険制度の当事者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）及び一般社団法人全国農協保証センター（以下「保証センター」という。）と農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）です。

- ①信用基金は、毎年、基金協会と年間の保険引受額について保険契約を締結し、この契約に基づき基金協会の農業者の方に対する債務保証について保険を引受けます。
- ②保証センターは、基金協会と再保証契約を締結し、この契約に基づき農業者以外の方に対する農業協同組合の融資について基金協会の債務保証と合わせて再保証を行います。
- ③基金協会は、信用基金に保険料を、保証センターに再保証料を支払います。
- ④基金協会が融資機関に代位弁済をした時は、保険に付している場合は信用基金に保険金の請求を行います。また、再保証している場合は保証センターに代位弁済の実行通知を行います。
- ⑤信用基金は、代位弁済した元金と利息等の70%を保険金として基金協会に支払います。また、保証センターは、代位弁済した元金と利息の50%を再保証に係る代位弁済金として基金協会に支払います。
- ⑥基金協会は、代位弁済した農業者等からの回収金から信用基金又は保証センターへ保険金等の受領割合に応じて納付します。

V 中期経営計画

○第6次中期経営計画（2021年度～2023年度）

農業を取り巻く環境は、食料自給率の低下、主業農家の減少及び高齢化、耕作放棄地の増加といった課題を抱えるとともに、頻発する自然災害に加え新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況が続いています。

また、TPP11、日欧EPA、日米貿易協定及び日英EPAの相次ぐ発効に伴い、今後国内農産物生産への影響が懸念されます。

政府は、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「食料の安定供給の確保」「農村の振興」「農業の持続的な発展」を主な施策に掲げて取り組んでいます。

このような情勢の中で、当協会が農業者等に対する公的な債務保証機関として役割を果たすためには、経営の健全性の確保と利便性の向上が重要であることを念頭に第6次中期経営計画を策定しました。主な取り組みは、以下のとおりです。

1. 債務保証の促進

融資機関などの関係団体と緊密な連携を図り、利用者の保証ニーズに適切に対応します。

農業資金については、農業者の保証ニーズに積極的に対応するとともに、経営改善に取り組む農業者に対しては、きめ細やかな対応を行うなど経営改善を支援します。

生活資金については、利用者へのサービス向上に取り組むとともに、他保証機関との競争力を確保するなど保証審査の充実を図ります。

2. 保証審査の適正化

全国統一の保証審査システム導入に向け、関係団体と緊密な連携を図り態勢整備に取り組めます。

3. 保証債務の期中管理

延滞等の被保証者情報について融資機関との連携体制を強化し、迅速で適切な初期対応に努めます。大口案件や負債整理資金については、保証先の実態に応じた期中管理の強化に努めます。

代位弁済案件の属性分析より、代位弁済の事前防止を図るとともに保証審査の精度向上に努めます。

4. 代位弁済の適切な対応

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、農家を取り巻く環境は一層厳しさを増す中、融資機関と連携し適正かつ迅速な代位弁済に努めます。

5. 求償権の円滑な管理・回収

債務者等との返済協議における延滞原因の究明、収入および資産・負債の状況や返済意欲を把握し、実態に即した効率的な管理・回収に努めます。

長期延滞案件で回収困難なものについては、必要により利息・遅延損害金の減免措置を講じて返済を促す等、流動化に努めます。

6. 求償権の適正な償却・管理

自己破産・行方不明・相続放棄のほか、資力なしで回収困難なものは、資産状況を調査のうえ求償権償却基準に基づき適宜適切な償却に努めます。

償却求償権については、債権回収会社への委託や債権譲渡により、引き続き適切な回収に努めます。

7. 業務運営態勢の強化

公的な債務保証機関として、的確な業務運営に対応するため、次により業務体制の合理化・効率化および人材育成に努めます。

- (1) コンプライアンスの強化
- (2) 危機管理態勢の整備
- (3) 情報ネットワークの整備
- (4) 人材育成

8. 経営基盤の拡充

次により経営基盤の拡充に努めます。

- (1) 安定的な基金の確保
- (2) 安定的な収益の確保
- (3) リスク管理の強化

9. 経営の健全性の確保

経営問題の早期発見・早期是正に資するため、第6次中期経営計画における自主基準を次のとおり定めて経営の健全性の確保に努めます。

- (1) 弁済能力比率 … 概ね1,000%を下回らない水準
- (2) 財務等の基準
 - ①基金保有 … 保有額5,944百万円を目標とする
 - ②準備金保有額 … 保有額1,493百万円を目標とする



〔 春玉葱の収穫風景 〕

VI 2021年度事業計画

○事業方針

当協会は、第6次中期経営計画の初年度にあたり、公的な信用保証機関として融資機関と農業者等から信頼される経営の健全性を確保するとともに、農協、県信連および関係機関との緊密な連携を取りながら農業者等の多様な融資・保証需要に迅速かつ的確に対応できるよう次に掲げる事項を重点的に取り組むこととしました。

1. 債務保証の推進と融資・保証需要への的確な対応

- (1) 融資・渉外担当を対象とした研修会等を開催し、農業信用保証制度の普及に努める。
- (2) 適正かつ的確な保証引受けに努める。
- (3) 全国統一の保証審査システム導入に向け、関係機関と緊密な連携を図り態勢整備に取り組む。
- (4) 農業資金については、信用リスク評価システム（ACRIS:アクリス）の活用により、経営改善に取り組んでいる優良農家に対しては、優遇保証料率を適用するなど経営改善を支援する。
- (5) 生活資金については、利用者へのサービス向上に取り組むとともに、他保証機関との競争力を確保するなど保証審査の充実を図る。
- (6) リスク計量化システムの審査結果の分析を行い、保証審査の充実と保証利用の拡大を図る。

2. 保証債務のリスク分散

信用基金の保険又は保証センターの再保証に付しリスク分散を行う。

3. 代位弁済の抑制と求償権の管理・回収

- (1) 融資機関との連携強化のもと期中管理の強化を図り、延滞管理表や「保証付貸付金（極度貸付金を除く）に係る通知書」により、早期に延滞情報を把握し、迅速で適切な対策を講じ代位弁済の抑制に努める。
- (2) 延滞原因の究明や資産・負債の状況および返済意欲を把握し、実態に即した効率的な管理・回収に努める。
- (3) 長期延滞案件については、必要により利息・遅延損害金の減免措置を講じて返済を促す等、流動化に努める。
- (4) 回収困難な求償権については、償却基準に基づき適時・適切な償却を行う。
- (5) 償却求償権については、債権回収会社への回収委託や債権譲渡により、引き続き適切な回収に努める。

4. 保証引受け等の計画

項目	金額
新規保証引受	245億円
債務保証残高	1,574億円
代位弁済	2億円
回収・償却	1億69百万円
求償権残高	8億3百万円

Ⅶ 2020年度事業概況

○貸借対照表 [2021年3月31日現在]

(単位:円)

資 産		負 債・資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	6, 554, 475, 610	I 流動負債	1, 370, 709, 660
預 金	6, 424, 767, 077	1年以内返済予定 長期借入金	211, 020, 000
普通預金	24, 457, 077	前 受 収 益	1, 117, 581, 434
定期預金	6, 400, 310, 000	未 払 費 用	23, 835, 257
有 価 証 券	99, 959, 540	賞 与 引 当 金	4, 027, 500
前 払 費 用	1, 414, 554	その他流動負債	14, 245, 469
未 収 収 益	26, 204, 798		
その他流動資産	2, 129, 641	II 固定負債	2, 300, 082, 691
		長期借入金	762, 100, 000
II 固定資産	4, 341, 561, 960	支払準備金	540, 283, 614
有形固定資産	5, 028, 422	保険金	390, 994, 269
建物及び構築物	4, 721, 244	交付金	149, 289, 345
工具器具備品	307, 178	保証責任準備金	681, 451, 767
無形固定資産	2, 365, 897	債務保証損失引当金	29, 125, 175
長期預金	790, 000, 000	退職給付引当金	79, 078, 004
投資有価証券	2, 677, 146, 999	特別準備金及び 特別支援金	104, 588, 060
国 債	599, 488, 334	求 償 債 務	101, 861, 003
地方債	930, 053, 208	その他固定負債	1, 595, 068
社債他	1, 147, 605, 457	III 保証債務	153, 604, 596, 449
外部出資金	82, 180, 000	負 債 合 計	157, 275, 388, 800
特別外部出資	24, 960, 000		
敷金・保証金	35, 920, 000	(資本の部)	
長期前払費用	12, 339, 343	出 資 金	4, 664, 430, 000
求 償 権	771, 689, 706	繰 入 金	1, 140, 340, 000
求償権償却引当金	△60, 068, 407	準 備 金	1, 271, 018, 940
外部出資金	82, 180, 000	当 期 利 益 金	149, 456, 279
III保証債務見返	153, 604, 596, 449	資 本 合 計	7, 225, 245, 219
資 産 合 計	164, 500, 634, 019	負 債・資 本 合 計	164, 500, 634, 019

☆貸借対照表の用語解説

資 産	
預 金	県信連・農協へ預け入れをしています。
有価証券及び 投資有価証券	代位弁済の支払い準備資産として国債・地方債・社債・特殊債を保有 しています。
外部出資金	信用基金、県信連に出資しています。
特別外部出資金	畜産特別資金融通円滑化特別事業に伴い信用基金に出資しています。
敷金・保証金	保証センターに再保証等預託金として出資しているものです。
求 償 権	代位弁済した金額から回収額及び償却額を控除した額です。
求償権償却引当金	求償権の取立不能見込み額に対して引当てをしています。
債務保証見返	貸付実行された元本に対する保証債務の額に係る見返勘定です。

負 債 ・ 資 本	
短期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金です。
1年以内返済予定 長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金で、当該事業年度に返済期日が到来するものです。
前 受 収 益	受入れた保証料のうち、翌事業年度以降に係る保証料を計上していま す。
長期借入金	代位弁済金の支払いを円滑にするための原資として、信用基金から借 り入れた借入金で、翌事業年度以降に返済期日が到来するものです。
保 險 金	代位弁済に伴い信用基金から受領した保険金の額から、回収納付額と 償却に充てた額を控除しています。
交 付 金	債務保証の弁済に充てることを条件に国又は県その他の団体から交 付された額から、補助事業の終了等に伴って返還した額及び求償権の 償却に充てた額を控除しています。
保証責任準備金	通常の見積を超えて発生する保証事故に備え準備金として積み立て ています。
債務保証損失 引 当 金	事業年度終了時の保証残高を被保証者の財務状況及び返済能力に応 じて被保証者ごとに区分し、当該区分ごとに事故率及び回収不能率を 用いて算出した損失見込み額に備えるための引当金です。
特別準備金及び 特別支援金	制度資金に対する県その他の団体から特別準備金及び特別支援金と して補助又は出えんを受けた額及び当協会が負担した額から、経費相 当額等の戻入額を相殺した額です。
求 償 債 務	保証センターが負担した再保証債務に係る融資機関への代位弁済金 から、求償権の回収及び償却相当額を控除した額です。
保 証 債 務	貸付実行された元本に対する保証債務の額です。
出 資 金	保証をするための基金として会員から払い込まれた出資金です。
繰 入 金	保証をするための基金として準備金から繰り入れたものです。
準 備 金	毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てています。欠損の てん補に充てるか繰入金に繰り入れる場合に取り崩します。

○財産目録

(単位：円)

摘 要	金 額
資産の部	
流動資産	6, 554, 475, 610
固定資産	4, 341, 561, 960
資産合計	10, 896, 037, 570
負債の部	
流動負債	1, 370, 709, 660
固定負債	2, 300, 082, 691
負債合計	3, 670, 792, 351
差引純財産	7, 225, 245, 219

○損益計算書 [2020年4月1日～2021年3月31日]

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業直接費	4, 783, 520	保 証 料	327, 082, 232
事業管理費	129, 541, 062	求 償 権 利 息	5, 861, 000
保 険 料	41, 448, 212	保 険 金	18, 948, 683
再 保 証 料	71, 978, 732	交 付 金	7, 500, 000
保 険 納 付 金	26, 566, 075	受 取 助 成 金	12, 290, 105
保 険 金 等 返 還 金	4, 171, 662	雑 収 益	319, 132
再 保 証 納 付 金	1, 017, 063	受 取 利 息	24, 458, 483
支払準備金繰入・戻入(△)	△1, 692, 295	有 価 証 券 利 息	21, 720, 438
保証責任準備金繰入・戻入(△)	26, 928, 957	その他財務収益	4, 703, 262
求償権償却引当金繰入・戻入(△)	△36, 032, 281		
債務保証損失引当金繰入・戻入(△)	△8, 321, 324		
特別準備金及び特別支援金繰入・戻入(△)	3, 591, 711		
求償権償却費	10, 744, 278		
支 払 利 息	38, 172		
経常費用計	274, 763, 544	経常収益計	422, 883, 335
固定資産除却損	1	償却債権取立益	1, 336, 489
その他特別損失	-	その他特別利益	-
特別損失計	1	特別利益計	1, 336, 489
費用合計	274, 763, 545	収益合計	424, 219, 824
当期利益	149, 456, 279		

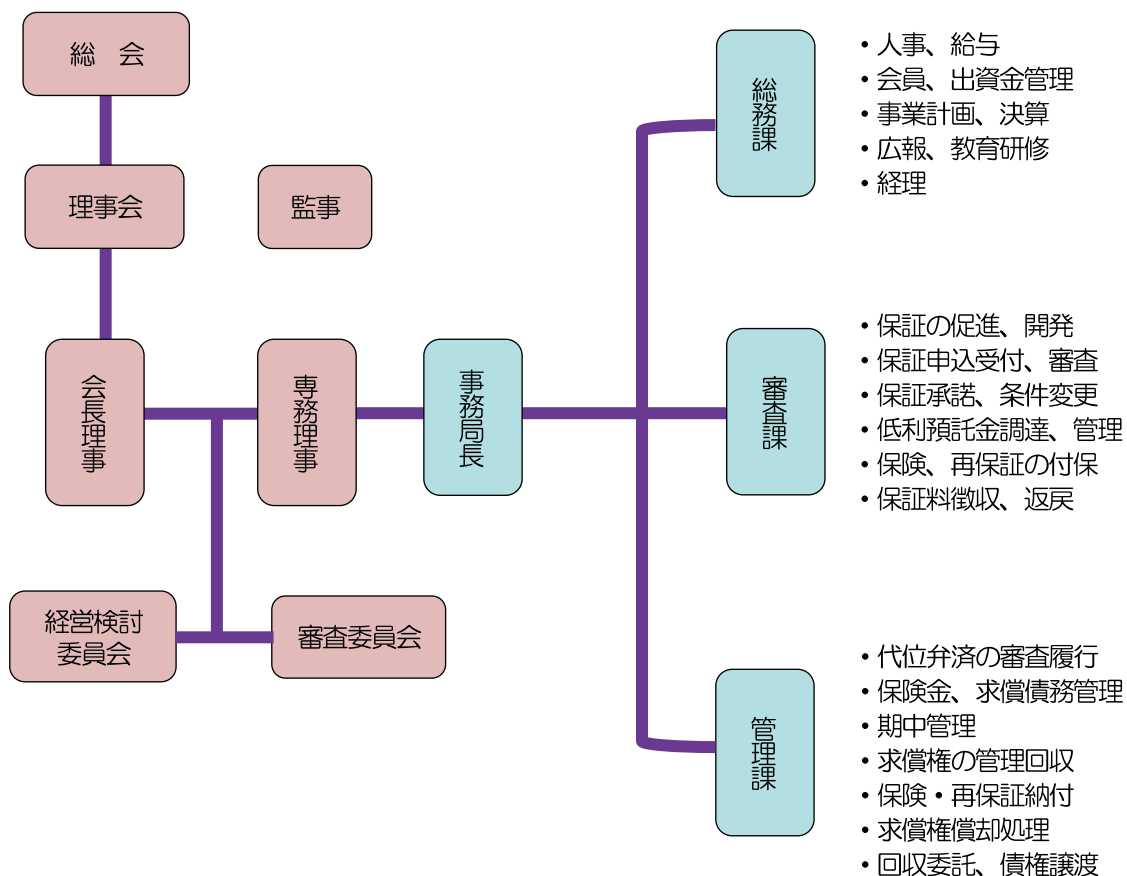
☆損益計算書の用語解説

収 益	
保 証 料	受入保証料のうち当該決算期間に対応する額（前期末未経過保証料＋当期受入保証料－当期末未経過保証料）を計上しています。
保 険 金	当期の代位弁済に係る信用基金からの保険金
交 付 金	債務保証の弁済に充てることを条件に当期中に交付された額
受 取 利 息	金融機関に預け入れた預金の受入利息
有 価 証 券 利 息	保有している有価証券の受入利息

費 用	
事 業 直 接 費	信用調査費、事業推進費、業務委託費、債権管理費
事 業 管 理 費	役員報酬、給与手当、法定福利費、厚生費、賞与引当金及び退職給付引当金繰入の人件費 旅費交通費、事務費、会議費、施設費、減価償却費等の事務管理費
保 険 料	信用基金に支払った保険料
再 保 証 料	保証センターに支払った再保証料
保 険 納 付 金	保険に付した求償権の元金、利息等の回収金に係る信用基金に納付した額
保 険 金 等 返 還 金	巻戻しに係る保険金の返還額及び補助事業の終了等に伴う交付金の返還額
再 保 証 納 付 金	保証センターに支払う求償債務の利息・遅延損害金及び償却求償権取立益のうち求償権回収相当額
支 払 準 備 金 繰入・戻入（△）	信用基金からの受領保険金の繰入額、信用基金への返還保険金及び求償権（保険金相当額）の償却に充てるための戻入額を整理 受入交付金の繰入額、補助事業の終了等に伴う交付金の返還及び求償権（当協会の負担分）の償却に充てるための戻入額を整理
保 証 責 任 準 備 金 繰入・戻入（△）	通常の前測を超えて発生する保証事故に備えるための保証責任準備金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求 償 権 償 却 引 当 金 繰入・戻入（△）	求償権償却引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰入・戻入（△）	代位弁済に備えるための債務保証損失引当金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
特 別 準 備 金 及 び 特 別 支 援 金 繰入・戻入（△）	特別準備金及び特別支援金の繰入額又は戻入額を差額補充法により整理
求 償 権 償 却 費	償却基準に基づく回収不能な求償権の直接償却費を整理

機構組織

佐賀県農業信用基金協会機構図



事務所所在地

〒840-0803 佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館別館7階

電話番号(代表) 0952-25-5301

FAX番号 0952-29-5708

ホームページ <http://saganousinki.saga-jp>

E-mail saga.afa@seagreen.ocn.ne.jp

佐賀県農業信用基金協会「農業信用保証」

令和3年7月

発行者 佐賀県農業信用基金協会
佐賀市栄町2番1号
電話(0952)25-5301

印刷 (株)佐賀印刷社
佐賀市高木瀬西6-11-7
電話(0952)31-6171

佐賀県農業信用基金協会